令和４年度３月補正予算編成方針

今回の補正予算は、次に掲げるものについて編成するものとする。

（１）　歳入超過、歳入欠陥又は歳出の不用額が生じる見込みのあるもので、補正することが適当と判断されるもの

（２）　年度内に補正しなければ、予算執行上、支障を生じるもの

（３）　起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの

（４）　年度内の完成が困難な事業について、繰越明許の予算措置が必要なもの
（県に合わせて繰越明許の予算措置を必要とするものを含む）

（５）　国の補正予算等に伴い、予算補正を必要とするもの

（６）　その他、財政課から指示するもの

以上の６項目について、真に予算編成を必要とするもの